

# 無形文化遺産の保護に関する第15回政府間委員会の概要と課題

二 神 葉 子

## 1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、現在180カ国<sup>1)</sup>を数える。日本は無形文化遺産保護条約の成立に深く関与しており、国内的には特に2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）への記載以降、「UNESCOの無形文化遺産」への関心が高まっている。世界遺産条約の締約国数194カ国にはまだ及ばないものの、この締約国数は、世界の多くの国々でもこの条約が関心の的となっていることの表れといえる。一方で、無形文化遺産への世界的な注目度の高さにより引き起こされたさまざまな課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、今回がその15回目となる。ここでは、2020年12月に開催された第15回政府間委員会について、その概要と、政府間委員会での議論から見出された、政府間委員会及び無形文化遺産保護条約の履行における課題について述べる。

## 2. 無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会は、2020年12月14日～19日を会期<sup>2)</sup>として、オンライン会議システムのzoomにより、事務局がパリのUNESCO本部、議長がジャマイカ、各委員国や締約国、評価機関やNGOが各国のUNESCO代表部や本国の執務室、自宅などから接続する形式で開催された。委員国には2件、委員国以外の締約国<sup>3)</sup>、NGOフォーラムには地域ごとに、また、各カテゴリー2センターには1件の発言可能なアカウントが配分され、それ以外の参加者はUNESCOの第15回政府間委員会ウェブサイトから、オリジナル音声、同時通訳としてユネスコ公用語の英語・フランス語、及びスペイン政府提供のスペイン語のウェブキャストを視聴することとなった<sup>4)</sup>。政府間委員会は当初、ジャマイカの首都キングストンで2020年11月30日～12月5日に開催される予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染拡大によりジャマイカが開催を返上<sup>5)</sup>、一旦は当初予定より2週間遅い12月14日～19日のUNESCO本部（フランス・パリ）での開催が決定された<sup>6)</sup>。その後、無形文化遺産保護条約の第8回締約国会議は予定より約3ヶ月遅れで9月にUNESCO本部で開催できたものの、その後のフランスでの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府間委員会は完全オンライン開催となった<sup>7)</sup>。

また、オンライン開催になったことで、各国の時差にできる限り配慮し、各日の審議時間がパリ時間の13時30分～16時30分（日本時間21時30分～翌日0時30分）の3時間とされた<sup>8)</sup>。

第15回政府間委員会の議長はジャマイカの文化ジェンダー・スポーツ大臣であるH.E. Ms. Olivia Grange（ジャマイカ）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1カ国ずつ<sup>9)</sup>が選出される副議長国はオランダ（グループⅠ）、アゼルバイジャン（グループⅡ）、中国（グループⅣ）、ジブチ（グループⅤ(a)）、クウェート（グループⅤ(b)）であった。政府間委員会の全ての議事を記録・報告するラポルトゥールは、当初Mr. Askar Abdrakhmanov（カザフスタン）が務める予定であったが、同氏が辞退したため、無形文化遺産の保護に関する政府間委員会の手続規則（以下、手続規則）第16条第1項に従い副議長国からオランダ<sup>10)</sup>が務めた<sup>11)</sup>。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国会議で全締約国の中から24カ国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、隔年（西暦の下1桁が偶数の年）で開催される締約国会議で半数が改選される。下一桁が偶数の年である2020年は締約国会議の開催年であり、委員国を選ぶ選挙が行われた。今回の政府間委員会の委員国は下記のとおりである（英語のアルファベット順、下線は2020年に新たに委員国になった締約国）。

選挙グループⅠ（西欧及び北米地域）：オランダ、スウェーデン、スイス

選挙グループⅡ（中・東欧地域）：アゼルバイジャン、チェコ、ポーランド

選挙グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ地域）：ブラジル、ジャマイカ、パナマ、ペルー

選挙グループⅣ（アジア太平洋地域）：中国、日本、カザフスタン、韓国、スリランカ

選挙グループⅤ(a)（アフリカ地域<sup>12)</sup>）：ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、ルワンダ、トーゴ

選挙グループⅤ(b)（アラブ地域）：クウェート、モロッコ、サウジアラビア

第15回政府間委員会の議題は表1に示す15件である。先述したように各日の審議時間が3時間と通常より半減したこと、専門家会合が開催されなかったことなどの理由で、一覧表への記載、緊急保護一覧表記載案件の現状報告、評価機関の選出など、最低限の議題となった。本稿では、これらの議論の概要を紹介する。

表1 無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1.	Opening（開会）
2.	Adoption of the agenda（議事の採択）
3.	Replacement of the Rapporteur（ラポルトゥールの交代）
4.	Observers（オブザーバー）
5.	Adoption of the summary records of the fourteenth session of the Committee（第14回政府間委員会議事概要の採択）
6.	Report of the Non-Governmental Organizations Forum（NGOフォーラムの報告）
7.	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議）
8.	Report of the Evaluation Body on its work in 2020（評価機関の2020年における業務の報告）
8. a.	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載への提案の審議）
8. b.	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity（代表一覧表記載への提案の審議）
8. c.	Examination of requests for International Assistance（国際的援助の要請の審議）

8. d.	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices (保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議)
9.	Number of files submitted for the 2020 and 2021 cycles and number of files that can be treated in the 2022 and 2023 cycles (2020年及び2021サイクルに提出された提案書の件数、2022年及び2023年サイクルで取り扱う提案書の件数)
10.	Establishment of the Evaluation Body for the 2021 cycle (2021年サイクルでの評価機関の設置)
11.	Date and venue of the sixteenth session of the Committee (第16回委員会開催時期及び場所)
12.	Election of the members of the Bureau of the sixteenth session of the Committee (第16回委員会ビューローメンバー選出)
13.	Other business (その他)
14.	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
15.	Closure (閉会)

## 2-1 評価機関の活動（議題8）

緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定 (Register of Good Safeguarding Practices、以後、グッド・プラクティス)、及び100,000米ドルを超える国際的援助<sup>13)</sup>の要請の評価の任にあたるのが評価機関 (Evaluation Body) である。この評価機関は、様々な分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第15回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長はMr. Saeed Al Busaidi (オマーン)、副議長をMr. Leonce Ki (Association pour la sauvegarde des masques - ASAMA)、ラポルトゥールはMs Ľubica Voľanská (スロバキア) が務めた。第15回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び認定NGO 6団体からなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第14回政府間委員会で改選され、新たに評価機関に加わった1カ国の専門家と認定NGO 2団体である。

委員国以外の締約国の専門家 (Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I : Mr. Pier Luigi Petrillo (イタリア)

選挙グループ II : Ms. Ľubica Voľanská (スロバキア)

選挙グループ III : Ms. Sonia Montecino Aguirre (チリ)

選挙グループ IV : Ms. Hien Thi Nguyen (ベトナム)

選挙グループ V(a) : Mr. Limeneh Getachew Senishaw (エチオピア)

選挙グループ V(b) : Mr. Saeed Al Busaidi (オマーン)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループ I : Workshop intangible heritage Flanders

選挙グループ II : European Association of Folklore Festivals

選挙グループ III : Erigaie Foundation

選挙グループ IV : Korea Cultural Heritage Foundation (CHF)

選挙グループ V(a) : Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)

選挙グループ V(b) : Egyptian Society for Folk Traditions

1回の政府間委員会における提案書 (nomination file) の審議件数に対しては、2013年の第8回政府間委員会で、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で50件とする上限 (ceiling) が設定されている<sup>14)</sup>。2020年の第15回政府間委員会での審議に関しては、2019年3月31日の締め切りまでに無形文化遺産保護条約の事務局 (UNESCOのリビング・ヘリテージ・エンティティ (Living Heritage Entity)、以下「事務局」) に提出された80件の提案書に対し、50件の審議対象案件を選ぶために次に示す優先順位<sup>15)</sup> が設けられた。まず、2019年サイクルに検討の対象とされた提案書がない35カ国 (同サイクルでの検討のために提案書を提出したものの、50件を上限とされたために検討対象外となった20カ国 (下線) を含む、アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、中央アフリカ、中国、クロアチア、キューバ、チェコ、北朝鮮、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、日本、カザフスタン、マラウイ、マルタ、メキシコ、ナミビア、オマーン、パラグアイ、韓国、ルーマニア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スペイン、チュニジア、UAE、ザンビア)<sup>16)</sup> の提案書が最優先で審議対象となった。次いで、優先度 [i] として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案 (0件) 及び緊急保護一覧表への記載提案 (2件)、優先度 [ii] として複数国による提案で優先度 [i] に該当しないもの (16件)、及び優先度 [iii] としてこれまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数 (今回は該当なし<sup>17)</sup>) を超えない締約国からの提案 (0件) の合計53件である。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約国への情報要請を経て、うち52件が技術的な要件を満たしているとして評価の対象となり、1件が評価機関による検討の前に取り下げられた。一方、27カ国 (ラオス、シリア、タイ、マレーシア、パナマ、フィリピン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、エチオピア、ナイジェリア、アルメニア、ボリビア、ケニア、モロッコ、ポルトガル、ウズベキスタン、ブルガリア、イタリア、インドネシア、ペルー、イラン、ベルギー、ベトナム、インド、モンゴル、トルコ)<sup>18)</sup> は提案書を提出したものの、いずれの優先度にも該当せず、2020年の検討の対象から外れた<sup>19)</sup>。なお、これらの締約国については、2年のサイクルの間に少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定<sup>20)</sup> に基づき、2021年には最優先でその提案書が審議対象となる。

議題8で扱われた提案は表2-1~4のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議 (審議前の取下げを含む)、及び評価機関と関係締約国との対話を実施されたかどうかを併せて示した。案件名の和訳は筆者による仮訳である。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第15回政府間委員会関連ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/15com>) で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件 (4件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
15.COM 8.a.1	コロンビア	Traditional knowledge and techniques associated with Pasto Varnish mopa-mopa of Putumayo and Nariño (プトゥマヨとナリニョのバスターニッシュ)	○	1599	記載	記載

		ユ・モバ・モバ*に関連した伝統知識と技術) *南米原住民が長期にわたり利用してきたフェノール樹脂の一種				
15.COM 8.a.2	ジョージア	Wheat culture in Georgia, culture of wheat endemic species and landraces cultivation and utilization in Georgia (ジョージアの小麦文化：ジョージアでの地域固有種の小麦の文化及び在来種の栽培と利用)		1595	情報照会	情報照会
15.COM 8.a.3	エジプト	Handmade weaving in Upper Egypt (Sa'eed) (上エジプトの手織り (サイド))	○	1639	記載	記載
15.COM 8.a.4	ナミビア	Aixan/Gana/Ob#ANS TSI //Khasigu, ancestral musical sound knowledge and skills (アイクサン/ガナ/オブアンス・ツイ・カスイグ：先祖代々の音楽の音に関する知識と技能)		1540	記載	記載
				記 載	3	3
				情報照会	1	1
				不 記 載	0	0
				取 下 げ	-	0
				合 計	4	4

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8a-urgent-safeguarding-list-011>

45

表 2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件 (42件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
15.COM 8.b.1	韓国	Yeondeunghoe, lantern lighting festival in the Republic of Korea (燃灯会 (ヨンドウンフェ)：韓国のランタン点灯祭)		882	記載	記載
15.COM 8.b.2	ルーマニア	Traditional music band from Romania (ルーマニアからの伝統的な楽団)		1594	情報照会	情報照会
15.COM 8.b.3	サウジアラビア	Knowledge and practices related to cultivating Khawlani coffee beans (ハウラニコーヒー豆の栽培に関する知識と実践)		1585	情報照会	取下げ
15.COM 8.b.4	サウジアラビア、クウェート	Traditional weaving of Al Sadu (アル・サドゥを織る伝統)		1586	情報照会	記載
15.COM 8.b.5	セルビア	Zlakusa pottery making, hand-wheel pottery making in the village of Zlakusa (ズラクサのやきもの作り：ズラクサ村の手回し轆轤によるやきもの作り)		1466	記載	記載

15.COM 8. b. 6	シンガポール	Hawker culture in Singapore: community dining and culinary practices in a multicultural urban context (シンガポールのホーカーの文化：多文化都市の状況における食事と料理の実践)		1568	記載	記載
15.COM 8. b. 7	スペイン	Wine horses (ワインの馬*) *5月1日と2日にカラバカ・デ・ラ・クルスで行われる祭り		860	情報照会	記載
15.COM 8. b. 8	スイス、フランス	Craftsmanship of mechanical watchmaking and art mechanics (機械式時計製造の職人技とアートメカニクス)		1560	記載	記載
15.COM 8. b. 9	チュニジア	Charfia fishing in the Kerkennah Islands (ケルケナー諸島のチャルフィア漁法)		1566	記載	記載
15.COM 8. b. 10	UAE	Al Aflaj, traditional irrigation network system in the UAE, oral traditions, knowledge and skills of construction, maintenance and equitable water distribution (アル・アフラジ、UAEの伝統的な灌漑システム：建設、維持管理及び公平な水の分配に関する口承伝統、知識、技能)	○	1577	記載	記載
15.COM 8. b. 11	UAE、オマーン	Camel racing, a social practice and a festive heritage associated with camels (ラクダレース：社会的な実践及びラクダに関連した祝祭遺産)	○	1576	記載	記載
15.COM 8. b. 12	ザンビア	Budima dance (ブディマ舞踊)		1567	記載	記載
15.COM 8. b. 13	アルジェリア	Rai, popular folk song of Algeria (ライ：アルジェリアの民俗歌唱)		1275	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 14	アルジェリア、モリタニア、モロッコ、チュニジア	Knowledge, know-how and practices pertaining to the production and consumption of couscous (クスクスの製造と消費に関する知識、ノウハウ及び実践)		1602	記載	記載
15.COM 8. b. 15	アルゼンチン	Chamamé (チャマメ)		1600	記載	記載
15.COM 8. b. 16	アゼルバイジャン	Nar Bayrami, traditional pomegranate festivity and culture (ナル・バイラミ：伝統的なザクロの祭りと文化)		1511	記載	記載
15.COM 8. b. 17	アゼルバイジャン、イラン、トルコ、ウズベキスタン	Art of miniature (細密画の技術)		1598	記載	記載

15.COM 8. b. 18	バングラデシュ	Traditional art of nakshi kantha embroidery (ナクシ・カンタ刺繍の伝統的な技術)		1588	情報照会	情報照会
15.COM 8. b. 19	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Grass mowing competition custom in Kupres (クプレスの草刈り競争の習慣)	○	1512	記載	記載
15.COM 8. b. 20	カンボジア	Kun Lbokator (クン・ルボカトール)		1382	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 21	中国	Taijiquan (太極拳)	○	424	記載	記載
15.COM 8. b. 22	中国、マレーシア	Ong Chun/Wangchuan/ Wangkang ceremony, rituals and related practices for maintaining the sustainable connection between man and the ocean (儀式オンチュン/王船(ワンチュエン) / ワンカン: 人と海との持続的な結びつきの維持のための儀礼と関連の実践)	○	1608	記載	記載
15.COM 8. b. 23	クロアチア	Festivity of Saint Tryphon and the Kolo (chain dance) of Saint Tryphon, traditions of Croats from the Bay of Kotor who live in the Republic of Croatia (聖人トリフォンの祭りと聖人トリフォンのコロ(チェーンダンス): コトール湾からのクロアチア共和国に住むクロアチア人の伝統)		1472	情報照会	情報照会
15.COM 8. b. 24	キューバ	The oriental organ, associated knowledge and techniques (東洋のオルガン、関連の知識と技術)		1482	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 25	チェコ	Handmade production of Christmas tree decorations from blown glass beads (茶色のガラスビーズからのクリスマスツリー飾りの手作り)	○	1559	記載	記載
15.COM 8. b. 26	北朝鮮	Custom of Korean costume in the Democratic People's Republic of Korea (北朝鮮のコリアン衣装の習慣)		1299	不記載	情報照会
15.COM 8. b. 27	フィンランド	Sauna culture in Finland (フィンランドのサウナ文化)		1596	記載	記載
15.COM 8. b. 28	フランス、ベルギー、ルクセンブルク、イタリア	Musical art of horn players, an instrumental technique linked to singing, breath control, vibrato, resonance of place and conviviality (ホルン演奏者の音楽技術: 歌や息継ぎ、ビブラート、場所と宴会の共鳴に関連した楽器の技術)		1581	記載	記載
15.COM 8. b. 29	ハンガリー	Pottery making tradition in Hungary (ハンガリーのやきもの作りの伝統)		1614	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 30	インドネシア、マレーシア	Pantun* (パントウン) *マレーシアとインドネシアの詩の形式	○	1613	情報照会	記載

15.COM 8. b. 31	イラン、アルメニア	Pilgrimage to the St. Thaddeus Apostle Monastery (タダイ・アポストル修道院への巡礼)		1571	記載	記載
15.COM 8. b. 32	イラン、シリア	Crafting and playing the Oud (ウードの製作と演奏)		1569	情報照会	情報照会
15.COM 8. b. 33	イラン、タジキスタン	Ceremony of Mehrgan (メヘレガンの儀式)		1570	情報照会	情報照会
15.COM 8. b. 34	イタリア、フランス	The art of glass beads (ガラスビーズの技術)		1591	記載	記載
15.COM 8. b. 35	日本	Traditional skills, techniques and knowledge for the conservation and transmission of wooden architecture in Japan (伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術)		1618	記載	記載
15.COM 8. b. 36	カザフスタン	Orteke, Kazakh traditional puppet-musical performing art (オルテケ：カザフの伝統的な操り人形と音楽による芸能)		1497	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 37	カザフスタン、キルギス、トルコ	Traditional intelligence and strategy game: Togyzqumalaq, Toguz Korgool, Mangala/Göçürme (伝統的な知的戦略ゲーム：トギズクマラク、トグズ・コルグール、マンガラ/ギョチュルメ)		1597	情報照会	記載
15.COM 8. b. 38	マラウイ、ジンバブエ	Art of crafting and playing Mbira/Sansi, the finger-plucking traditional musical instrument in Malawi and Zimbabwe (ムビラ/サンスィの製造と演奏の技術：マラウイとジンバブエの指で弾く伝統的な楽器)	○	1541	記載	記載
15.COM 8. b. 39	マルタ	Il-Ftira, culinary art and culture of flattened sourdough bread in Malta (イル＝フティラ：マルタの平たくしたサワードウブレッドの調理技術と文化)		1580	記載	記載
15.COM 8. b. 40	オマーン	Khanjar, knowledge of cultural and social practices (ハンジャーール：文化的及び社会的実践の知識)		1485	情報照会	取下げ
15.COM 8. b. 41	パラグアイ	Practices and traditional knowledge of Terere in the culture of Pohã Nãna, Guaraní ancestral drink in Paraguay (ボア・ニャナの文化の中のテレレの実践と伝統的な知識：パラグアイのグアラニの人々の先祖代々の飲料)	○	1603	記載	記載

15.COM 8. b. 42	ポーランド、ベラルーシ	Tree beekeeping culture (樹木での養蜂の文化)		1573	記載	記載
				記載	26	29
				情報照会	15	6
				不記載	1	0
				取下げ	-	7
				合計	42	42

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8b-representative-list-01146>

表2-3 グッド・プラクティス提案案件（4件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
15.COM 8. c. 1	アルバニア	National Folk Festival of Gjirokastra (NFFoGj), 50 years best practice in safeguarding Albanian intangible heritage (ジロカストラの全国民俗フェスティバル (NFFoGj) : 50年のアルバニアの無形文化遺産保護のベスト・プラクティス)		1579	非選定	取下げ
15.COM 8. c. 2	フランス	The Martinique yole, from construction to sailing practices, a model for heritage safeguarding (マルティニーク島のヨール: 建造から帆走に至る実践、遺産保護のためのモデル)	○	1582	選定	選定
15.COM 8. c. 3	ドイツ、オーストリア、フランス、ノルウェー、スイス	Craft techniques and customary practices of cathedral workshops, or Bauhütten, in Europe, know-how, transmission, development of knowledge and innovation (ヨーロッパの大聖堂の工房、もしくはバウヒュッテンの製造技術と消費の実践: ノウハウ、伝承、知識の発展と革新)		1558	選定	選定
15.COM 8. c. 4	ギリシャ	Polyphonic caravan, researching, safeguarding and promoting the Epirus polyphonic song (ポリフォニック・キャラバン: エピルスの多声歌の研究、保護及び振興)		1611	選定	選定
				選定	3	3
				情報照会	0	0
				非選定	1	0
				取下げ	-	1
				合計	4	4

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8c-register-01147>

表 2-4 国際的援助要請案件（4件）

決議案No.	締約国	案件名称	申請額	提案書No.	勧告	決議
15.COM 8.d.1	中央アフリカ	Capacity building for the safeguarding and management of intangible cultural heritage in the Central African Republic (中央アフリカ共和国の無形文化遺産の保護と管理の能力形成)	US\$420,730	1615	情報照会	情報照会
15.COM 8.d.2	マラウイ	Safeguarding of ludodiversity* of Malawi through non-formal education and community transmission (非正規の教育及びコミュニティの伝達を通じたマラウイのルドダイバーシティの保護) *特に文化遺産について、ゲームやスポーツ、体育、ダンスなどの多様性	US\$347,164	1498	情報照会	情報照会
15.COM 8.a.3 ※	エジプト	Handmade weaving in Upper Egypt (Sa'eed) (上エジプトの手織り (サイード))	US\$262,400	1638	情報照会	情報照会
15.COM 8.a.4 ※	ナミビア	Aixan/Gana/Ob#ANS TSI //Khasigu, ancestral musical sound knowledge and skills (アイクサン/ガナ/オブアンス・ツイ・カスイグ: 先祖代々の音楽の音に関する知識と技能)	US\$99,329	1639	承認	承認
				承認	1	1
				情報照会	3	3
				不承認	0	0
				取下げ	-	0
				合計	4	4

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8d-international-assistance-requests-01148>

※ これら2件は緊急保護一覧表への記載と同時に国際的援助の要請が行われた案件で、緊急保護一覧表記載に関する審議で扱われており、また、15.COM8.a.4は要請額が100,000米ドルを超えていないが、閲覧者の便を図るため本表にも掲載した。

代表一覧表への記載提案について、評価機関が好ましい事例 (good examples) として挙げたのは次のとおりである。「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」(日本)、「燃灯会 (ヨンドゥンフェ)：韓国のランタン点灯祭」(韓国)、「機械式時計製造の職人技とアートメカニクス」(スイス、フランス) はいずれも、大変よく準備された提案書で、この案件の記載が無形文化遺産一般の重要性の可視性向上にどのように貢献するかについて詳しく説明されているとした。これに加えて、日本の案件については、無形と有形もしくは建築遺産との本質的な関係性を強調しており、持続的開発にも合致していると述べている。韓国の案件については、代表一覧表への記載による意図しない影響を防ぐための保護の手段を提案している点を評価している。スイス、フランスの案件に対しては、国境をまたいだリビング・ヘリテージに関する提案であり、提案は、とても発達した協力連携の過程を経て、連携し、完璧な方法で行われたと述べた。また、「シンガポールのホーカーの文化：多

文化都市の状況における食事と料理の実践」について、無形文化遺産、多様性、対話と持続性の面で条約の精神が反映されたよく準備された提案書であると述べ、様々な関係者の参加、包含、関与という点、無形文化遺産の実践に対する実行可能なアプローチを醸成する保護への取り組みという点で、模範的な準備方法を示しているとした<sup>21)</sup>。

提案の特定の箇所に関して好ましいとされた案件は、「クスクスの製造と消費に関する知識、ノウハウ及び実践」(アルジェリア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア)、「ナル・バイラミ：伝統的なザクロの祭りと文化」(アゼルバイジャン)、「タダイ・アポストル修道院への巡礼」(イラン、アルメニア)、「ガラスビーズの技術」(イタリア、フランス)、「樹木での養蜂の文化」(ポーランド、ベラルーシ)、「ケルケナー諸島のチャルフィア漁法」(チュニジア)である。このうち、イランとアルメニアの案件に対しては、案件がどのように両国の友好的な協力をはぐくみ、連帯と文化の多様性やコミュニティの文化遺産への尊重の確立に役立つかについて提案書で詳しく説明していると指摘した。また、ポーランド、ベラルーシの案件では、関係コミュニティの持続的開発や生態系のバランス、自然景観や文化的景観の保護を確保する手段として、当該案件の保護が必要であるとの深く根付いた認識を示していると述べた<sup>22)</sup>。

一方で、評価機関は本サイクルの提案書についてこれまでと同様に、文章の質の低さ、「正統的」「独自の」といった不適切語彙の使用、提案書内での記述内容の矛盾など<sup>23)</sup>を指摘しているほか、さまざまな課題について言及している。これらの課題のうち、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を中心に紹介する。

- ・無形文化遺産の定義：提案書は案件の社会的な役割や社会における重要性を明記すべきである。知名度が高いと締約国が考える案件であっても、国際的にも知名度が高いとは限らず、十分にその案件の性質について説明しなければならない。また、歴史的な経緯よりは、現状について重点的に記述すべきであり、製品よりはその製法、楽器より演奏法や教授法といったように、物質的な面よりも実践に関する記述に重点を置くべきである。さらに、案件について無形文化遺産の表現としてよりも、職業劇な実践に着目している提案書は問題である<sup>24)</sup>。
- ・保護の手段：現状で案件の実行実現性に何等の脅威も存在しないと関係締約国が考えている場合でも、少なくとも、記載による意図しない影響を考慮した保護の手段を期待する<sup>25)</sup>。
- ・国家的な願望 (aspirations)：国の誇り、国民性維持の義務感、国の一員であるという感覚、社会の発展に貢献したいとの願望といった表現は、誤用されれば、文化遺産のコンテキストにおいて国粋主義的な考えを助長する危険性がある。そのような懸念を抱かせる提案書がいくつかあった<sup>26)</sup>。
- ・コミュニティの識別：コミュニティの定義に混乱が生じており、国そのものと区別がつかなかったり、一般的に過ぎると、保護に対するコミュニティの参加の程度や適切さの評価が困難となる<sup>27)</sup>。また、多くの提案書においてコミュニティの同意書が定型化されているが、このような定型化は、コミュニティが情報を与えられたうえで積極的に推薦の過程に参加したかどうか評価機関が判断できないため、避けるべきである<sup>28)</sup>。さらに、専門家の手により提案書が準備され、コミュニティなどの参加が限定的である場合が多く見られた。コミュニティなどの提案書の準備のあらゆる過程への参加や、その実現のために十分な時間を確保することの重要性を強調したい<sup>29)</sup>。

- ・性別役割：女性や少女が実践に対して重要な役割を果たしていると思われる場合でも、より多くの情報を提案書に記載することが望ましい。一部の提案書では、保護計画や同意書に女性の参加に関する記述がなく、女性の参加形態に関する明確な証拠を得られなかった<sup>30)</sup>。
- ・農業分野との関連：農産物の保護は、第一義的に自然や宇宙に関する知識や実践の表現であるが、関連の文化的実践よりもその結果としての農産品に着目した提案書が多く見られた。このような場合、農産物の生産の過程に重点が置かれており、その食物の社会的機能や文化的意義に関する記述が十分ではなかった<sup>31)</sup>。
- ・観光：観光の管理は、無形文化遺産の保護に携わる者にとって課題の一つであるが、観光の展開による悪影響を過小評価したり、そのような状況を緩和するための保護の手段について、十分な注意を払っているとはいえない提案書があった<sup>32)</sup>。
- ・フェスティバル：フェスティバルの保護の手段に果たす役割が明確である案件がある一方、そうでない案件もあったことから、一概にその善悪を論じることはできないが、文化観光と連携したフェスティバルによる脱コンテキスト化やフォークロア化は条約の精神に反することを強調したい。
- ・有形と無形の文化遺産のリンク：いくつかの提案書で有形と無形の文化遺産のリンクを強調したこと感謝する。しかし、場所が特定されることによって、案件の振興を通じた不適切な観光による保護への影響がさらに増大する可能性に留意しなければならない<sup>33)</sup>。

このほか、特に評価機関が着目したのが複数国による提案（multinational nomination）である。今回、16件の複数国による提案があり、このこと自体は歓迎すべきとされた。しかし、複数国による提案においては、提案書の提出を実現する連携のプロセスに着目することや、提出により関係コミュニティの対話を実現もしくは促進することが重要であると述べ<sup>34)</sup>、多様性だけでなく社会的な役割や文化的な意味合いも含めた共通性や、相互の関係性に着目するべきであるとしている<sup>35)</sup>。また、個々の締約国による保護の手段と、関係締約国が連携して実施するものとのバランスが取られるべきである<sup>36)</sup>と述べ、さらに、国ごとに情報量が大きく異なる提案書があった<sup>37)</sup>ことも指摘している。そして、単に複数の個別の提案書を組み合わせる提案書を作成するトレンドに懸念を示し、このようなトレンドは複数国による提案が優先して審議されることに起因すると指摘している<sup>38)</sup>。

なお、今回の評価機関による評価では、2018年の第13回政府間委員会（ポートルイス）で決議<sup>39)</sup>され、2019年の第14回政府間委員会（ボゴタ）で実験的に導入された暫定的なアップストリーム・ダイアログ<sup>40)</sup>（Provisional upstream dialogue）が、第8回締約国会議<sup>41)</sup>での決議を経てダイアログ・プロセス（dialogue process<sup>42)</sup>）として正式に導入された。ダイアログ・プロセスの適用は、特定の質問に対する特定の回答が期待される場合に限定され、わずかな情報の不足や書きぶりの混乱が単純なQ&Aにより解消可能であると評価機関が判断した場合にのみ実施された。より具体的には、対話によって勧告を情報照会から記載に変更できる可能性がある場合<sup>43)</sup>である。前回より課題が複雑であってもダイアログ・プロセスが実施された提案もあったが、前回同様、提案書全体の書き直しが必要とされるような場合には行われなかった。ダイアログ・プロセスが適用されたのは表2-1～2-3の「対話」の項目に○がついている11件で、うち9件が代表一覧表記載提案、緊急保護一覧表記載及びグッド・プラクティス選定に関する提案が各1件である。これらの対話が行われた提案は、1件を除き記

載が勧告され、情報照会勧告を受けた「パントゥン」(インドネシア、マレーシア)も政府間委員会で記載が決議された。

## 2-2 緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議(議題7)

無形文化遺産保護条約履行のための運用指示書(以下、運用指示書)第160～164段落によれば、緊急保護一覧表に記載された案件を有する締約国は、当該案件の状況に関する報告書を定期的に提出することが求められている。具体的には、報告書の提出は記載から4年後の12月15日とされ、それ以降は4年ごとに提出する。報告書の内容は、無形文化遺産保護条約第29条により「法律、規則その他の条約履行のために取られる手段」とされる。同条約第7条(f)により、報告書の審議及びその要約の締約国会議への提出は、政府間委員会の役割と定められている<sup>44)</sup>。

今回は、2019年12月までに提出された報告が審議の対象で、具体的には2011年(2回目の提出、10件)と2015年(1回目の提出、5件)に記載された案件に関する報告の計15件の提出が予定されていた。このうち、2015年記載の案件ではモンゴルとウガンダが提出、2011年記載の案件についてはインドネシア、イラン(2件)、マリ、モンゴル、UAE、ブラジル<sup>45)</sup>が報告を提出した。しかし、2011年、2015年記載の案件でそれぞれ3件について報告書が提出されず、他の記載年次の未提出の報告と合わせて、12件が2021年の第16回政府間委員会での審議対象となった<sup>46)</sup>。

政府間委員会では、上記のように期限までに提出されない報告が多いことが問題とされ、報告が未提出の場合、新規の提案を制限する可能性についても多くの委員国が賛意を示した。そこで、決議には、まだ報告を提出していない締約国に対し、新規の提案を提出する前に報告の義務を果たすよう勧める(invite)こと<sup>47)</sup>、報告の義務を果たしていない締約国の新規提案の制限に関する運用指示書の改定の可能性について、次回の政府間委員会の議題案に含めることを事務局に要請する(request)こと<sup>48)</sup>が盛り込まれた。

## 2-3 NGOフォーラムの報告(議題6)

NGOフォーラムの報告は、今回の政府間委員会から正式に議題となった。認定NGOの会合はこれまでも政府間委員会に先立って開催され、その内容は政府間委員会で報告されていた。しかし、議題番号もなく、事務局による会議文書も作成されないなど、NGOフォーラムの報告は政府間委員会の慣例とはなっていたものの、形式的には議長から発言を認められての発言に過ぎなかった。しかし、2017年の第12回政府間委員会(済州島)で、政府間委員会が認定NGOの助言の役割について検討を開始することとなった。この検討結果が2019年の第14回政府間委員会(ボゴタ)で審議され、NGOフォーラムや認定NGOが条約履行に関して支援を行う可能性を認識し、NGOフォーラムの報告を正式な議題とすることが決議された<sup>49)</sup> 経緯がある。

委員国及び非委員国の締約国は一律に、無形文化遺産保護条約の履行における認定NGOの役割の重要性や、機能の強化を支持した。また、実現にあたっては政府間委員会から締約国会議への提案などの正式な手続きが必要とした上で、案件の一覧表への記載後のフォローアップ、定期報告の評価などの助言機能についても期待する意見があった。

## 2-4 2020年及び2021サイクルに提出された提案書の件数、2022年及び2023年サイクルで取り扱う提案書の件数（議題9）

前述のように、各回の政府間委員会で審議の対象となる提案書は、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で50件とする上限が設定されている。2021年サイクルについては、優先度[0]の、前年に審議対象とされていない締約国による提案書が53件提出され、優先度[0]だけで上限を超える状況に初めて陥った。複数国による提案は国際協力促進の上で重要であり、地理的分布の不均衡を解消する努力も継続する必要があることから、事務局は60件の提案書を審議対象とすることを決めた。60件に達するまでに付加されたのは、2件の優先度[i]の提案書、及び複数国による提案のうち、少なくとも1カ国が記載案件を有していない提案書5件である<sup>50)</sup>。それでも、日本からの提案書を含む32件が後優先とされ、2021年の審議の対象外となった<sup>51)</sup>。

このことをうけて、2020年9月に開催された締約国会議では、2022年～2023年サイクルでは提出された全ての提案書が審議対象となるよう、上限引き上げの可能性について政府間委員会で審議することを勧告した<sup>52)</sup>。しかし、2021年サイクルにおいても90件の提案書が提出されており、提出された全ての提案書を審議対象とする場合には、記載のプロセス全体を大幅に変更する必要がある<sup>53)</sup>、提案の評価に関する全体的な検討のプロセスが中断している状況では、中継ぎ的な解決を探らなければならない。そこで、事務局から「少なくとも (at least)」50件を検討の対象とすること<sup>54)</sup>、現行の優先度[i]のほか、優先度[ii]として複数国による提案のうち、少なくとも1カ国が記載案件を有していないものとする<sup>55)</sup>が提案された。

政府間委員会では、提案されたものの記載に至っていない「バックログファイル」が多くあり、関係者からのプレッシャーも強いので解決が必要とする一方、事務局の負担が大きく、提案書にも課題があることなどが指摘された。また、全体的な検討のプロセスの結果を待つ必要があるとして、多くの委員国から、事務局の中間的な解決としての提案が歓迎された。決議案に関しては、クウェートが「少なくとも60件」とする改定を提案したのに対し、「少なくとも」である限り50件でも60件でも意味は同じではないかとの意見、さらに日本から、60件にする場合は「少なくとも」を削除してはどうかという改定案が出された。クウェートと日本の提案にほぼ同数の賛成国がある状況で、クウェートが妥協案として「少なくとも55件」とすることを提案し、採択された<sup>56)</sup>。

## 2-5 評価機関の設置（議題10）

前述したように、評価機関は委員国以外の締約国の専門家6名、認定NGO 6団体の合計12名から構成される。運用指示書は、評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない<sup>57)</sup>と定めており、毎年の政府間委員会で、12名の構成員の4分の1ずつが改選される。今回は、選挙グループⅢ及びⅣの専門家、選挙グループⅤ(a)のNGOの合計3名が改選対象となった。立候補が1名であった選挙グループⅢの専門家を除き、秘密投票<sup>58)</sup>を経て、委員国以外の締約国の専門家2名（Mr. Nigel Encalada（選挙グループⅢ、ベリーズ）、Mr. Kirk Siang Yeo（選挙グループⅣ、シンガポール））、認定NGO 1団体（Syria Trust for Development（選挙グループⅤ(b)、シリア所在））が選出された。

## 2-6 第16回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題11、12）

2021年の第16回政府間委員会は招致・開催を希望する委員国がなかったため、同年12月13日（月）～12月18日（土）にフランス・パリのユネスコ本部で開催することが決議された（議題11）<sup>59</sup>。ビューローメンバーのうち、議長は招致国がなかったことで手続規則13.1に基づき決定が中断された。副議長国はスウェーデン（グループⅠ）、チェコ（グループⅡ）、ブラジル（グループⅢ）、スリランカ（グループⅣ）、ジブチ（グループⅤ(a)）、サウジアラビア（グループⅤ(b)）、ラポルトールが高井絢氏（Ms. Jun Takai、ユネスコ日本政府代表部一等書記官）と決まった。議長は、副議長国の中から非対面の協議を経て遅くとも2021年3月15日までに選出される（議題12）<sup>60</sup>。

## 3. 政府間委員会で示された課題

今回の政府間委員会で大きく変わった点は、何よりも完全にオンライン開催となったことであろう。このことについては、閉会の際に委員国から、関係者間での相談が十分にできなかった、これを最後にしてほしいといった否定的な意見の一方で、例外的な状況にもかかわらず円滑に進行できた、自らのような小国から参加できる利点がある、といった肯定的な意見も多く聞かれた。政府間委員会を傍聴していても、発言者がマイクをオンにし忘れて聞こえない、「聞こえますか」と連呼するといったオンライン会合にありがちな事象は散見されたものの、長時間の映像停止などの大きなトラブルはなく、当初は議長がジャマイカ、事務局がパリのUNESCO本部と離れていることに気づかないほどであった。オンライン会合は参加者の疲労の蓄積が通常よりも大きいと言われ<sup>61</sup>、時差もあるため今回よりも長時間での開催は難しいとも思われるが、今回の様子を見る限り、技術的な困難はほとんどないように感じられた<sup>61</sup>。特に、オンラインになったことの利点の一つは、審議が効率化し、当初の会期より政府間委員会が1日早く終わったことではないだろうか。近年頻発していた、不規則発言に限りなく近い議論の主題と無関係な発言がほとんどなくなったが、その理由は委員国の改選だけではなく、オンライン化にもあるのではないか。政府間委員会は審議の場であるだけでなく、参加している他の締約国などの関係者との意見交換や交流の場であり、また、招致国の有形・無形の文化遺産を直接知る機会でもあるが、オンライン開催ではそれらの機会が失われる面もある。しかし、オンライン開催では発言者が「余計なこと」を言わなくなり、審議の効率化が図られたのも確かである。さらに、審議時間が半減した一方で、挙手による意思表示とその公式な議事録（summary record）への記録の徹底が図られたことも、同趣旨の発言を多数の委員国が行うことができなくなり、効率的な議事進行に役立ったのではないだろうか。毎回オンライン開催というのも味気ないが、今回のような効率的な進行ができたことで、オフラインで開催する場合でも、審議時間や日程を短縮し、関係者の負担を軽減する可能性が見出せたように思われた。

評価機関の活動（議題8）について、評価機関の情報照会勧告を委員会で覆して記載（選定、承認）することがこれまで一貫して課題とされてきた。今回についてもチェコやスウェーデン、スイスなどのヨーロッパの委員国から、関係締約国とのやり取りが手続規則に定められた「委員国からの質問に答える」範囲を超えていることや、決議案の大きな変更について情報共有が事前に行われなかつ

たこと、また、その内容が信頼できるものではなかった例があったなどの指摘がなされた。ただ、件数に着目すると、今回、情報照会から記載に「格上げ」された案件はわずか3件で、不記載勧告から情報照会決議となった案件1件を加えても、勧告通りに決議されなかった事例は4件に過ぎず、政府間委員会での審議前の提案取下げは8件に及んだ。

これについては、議題8での議論を始める際、議長から「紳士協定（gentlemen's agreement）の遵守」について委員国に対し確認が行われた経緯がある。前回の政府間委員会に関する筆者の報告でも言及したように、紳士協定とは「二つを超える<sup>63)</sup> 記載基準を満たさない・情報が十分ではない場合は評価機関の勧告を覆さない」という内容で、今回はこの紳士協定が守られる形で、三つ以上の記載基準に課題を抱える案件が記載（選定、承認）されることはなく、政府間委員会での「逆転」が期待できないことから多くの提案が取り下げられたものと思われる。結果的には、例年に増して評価機関の勧告が尊重されてはいる。ただ、前回のように紳士協定の存在が表に出て、その内容について議論されるのも異例であるが、議長が審議の冒頭にその遵守について確認するのもこれまでに例のないことである。前回の政府間委員会のように、紳士協定の策定に関与していなかったとして多数の委員国が審議実施を主張する<sup>64)</sup> ことはなく、紳士協定は遵守された。しかし、満たされない記載基準が二つ以下で、（おそらく）関係締約国から依頼されれば、その場で得られた真偽不明の情報に基づいて評価機関の勧告を覆す状況は変わっていない。オーストリアからは、評価機関の勧告内容とは無関係に、三つの記載基準が満たされれば記載するという新たなルールができたようだと言及したが、提案書の内容に関わらず、満たさない記載基準の件数だけで、覆すか覆さないかが機械的に決められる様子は、彼らの言う通りの状況であると感じる。

評価機関の勧告は決して覆してはならないわけではなく、評価の誤りや関係締約国に斟酌すべき事情があれば、それを正したり考慮したりするのは政府間委員会の役割である。しかし、評価機関は政府間委員会が選出した専門家で構成されており、その意見は基本的に尊重されるべきで、覆す場合には、提案書の内容や関係締約国の個別の事情が配慮を要するかどうかを十分に考慮して行わなければならない。また、関係締約国についても、政府間委員会での情報照会決議を受け入れ、提案書の改善・再提出を誓う締約国がある一方で、政府間委員会での審議の前に取り下げられた提案が8件のほり、中には再提案であったにもかかわらず記載勧告が得られず取り下げられたものがあるなど、関係締約国が評価機関の具体的な改善勧告に対応できるのかどうか疑問を覚えた。

一方で、今回初めて正式に実施されたダイアログ・プロセスに関しては、実施したものの記載に至らなかった提案が1件にとどまったためか、対象となる提案書の選定方法などについて政府間委員会で問題提起されることはなかった。

また、議題8においては、評価機関から複数国による提案の質について課題が提起され、委員国からも懸念が表明された。複数国による提案は審議対象となる優先度が高く、これまでは、多くの案件を有する締約国を中心に活用されてきた。今回は代表一覧表への記載提案について、2件以上提案した締約国がサウジアラビア、アルジェリア、UAE、アゼルバイジャン、中国、カザフスタンの6カ国で、イラン、フランス<sup>65)</sup> は3件を提案、その全てが複数国による提案であった。このうち、フランス、UAE、アゼルバイジャン、中国が全案件の記載を実現した一方で、イランは3件のうち2件、サ

ウジアラビア、カザフスタンは2件全てが情報照会勧告を受けた。締約国によって明暗が分かれる結果となったが、これには提案書作成の経験や能力の差が現れたと考えるのが自然であろう。複数国による提案が大幅に増えたことは、2022年～2023年の政府間委員会での提案書の審議件数が、これまでの「50件の上限」から「少なくとも55件」に変更されたこととも関連する。今回、複数国による提案と、前年に審議対象から外された「積み残し」<sup>66)</sup>との合計で50件のシーリングを超え、次回はさらに提案書の提出件数が増えて「積み残し」のみで50件を超えていることに鑑みれば、50件という数字自体の現実味は失われたと言える。

ところで、第15回政府間委員会の完全オンライン開催による審議時間短縮や、政府間委員会に先立っての開催が予定されていた、一覧表作成のメカニズムに関しての世界的な検討(global reflection)の一環の専門家会合などが、新型コロナウイルス感染拡大を原因として開催されなかったことから、今回、無形文化遺産保護条約の履行に関する大きな制度改革についての議論は行われなかった。しかし、政府間委員会では、より多くの記載、あるいは議論の正常化といった、異なる立場や目的から世界的な検討を期待する発言が多く聞かれた。政府間委員会での審議件数に関しても、「積み残し」をなくすために提出された提案書を全て審議対象とする場合、評価の方法を大きく変える必要があることが指摘されている。また、議題7において、緊急的な保護の手段はもはや必要でないとして、案件の緊急保護一覧表から代表一覧表への移行を希望する締約国に対し、制度が定まるまでそのような要請の提出を控えるよう勧める<sup>67)</sup>など、やはり制度の整備を前提とした決議がなされている。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に際し、2020年に予定されていた活動の多くが中止や延期となったのは止むを得ない。しかし、提案書の作成、その評価、さらには記載後の経過観察(モニタリング)に至る、無形文化遺産保護条約履行の根幹部分に関する検討であるため、できるだけ早く意見集約や議論が進められることが望ましい。

さらに、制度改革と密接に関連するのは、NGOフォーラムの報告が初めて正式な議題となった点である。これは、認定NGOやNGOフォーラムの無形文化遺産保護条約の履行に際して、助言の役割を果たすことへの期待によるものとされている。現状でも、評価機関を構成する専門機関として各地域から認定NGOが選出されて提案書の評価に関与しており、世界遺産条約と異なり、無形文化遺産保護条約では認定NGOが条約の履行のプレーヤーとして組み込まれている。今後はさらに、保護の状況に関する経過観察や、その結果に基づいてのある一覧表から別の一覧表への移行に関する助言などの役割も担うことが予想される。このように認定NGOの役割が一層重要になる状況で、現在のところ日本のNGOが認定NGOとなった事例はない。2021年1月現在、193団体が認定NGOとなっており、それらはいわゆる社会活動を行っている団体に限らず、学会や実践者の団体、大学のセンター組織など多様である<sup>68)</sup>。繰り返しになるが、認定NGOの役割は今後さらに大きくなっていく可能性が高い。無形文化遺産の同定や記録作成、保護の枠組みの策定といった無形文化遺産保護条約履行の本来の機能を改善・充実させるため、今後は、日本政府としての活動に加え、日本の専門家・実践者集団による役割も果たしていくことが望ましい。

最後に、今回の政府間委員会で一覧表に記載された案件についても少し触れておきたい。「クスクスの製造と消費に関する知識、ノウハウ及び実践」(アルジェリア、モーリタニア、モロッコ、チュ

ニア)、「シンガポールのホーカーの文化：多文化都市の状況における食事と料理の実践」(シンガポール)といった、これまで同様に食文化に関する案件の記載が目立ったが、提案された食文化関連の案件が全て記載に至ったわけではない。料理や調理法、製品の普及を意図した提案ではなく、食「文化」である以上、より広範な文化としての側面について提案書で詳述しなければならないことは言うまでもない。また、「フィンランドのサウナ文化」(フィンランド)、「太極拳」(中国)といった、国全体に普及し、世界的にも知名度の高い案件が今回も記載されている。しかし先述のように、評価機関は案件の性質に関する記述や、関係コミュニティの識別、関係コミュニティなどからの同意書の書式について課題を提起しており、知名度が高いすなわち記載ではなく、むしろ、担い手の特定が難しいため、実践地域や関係コミュニティが限定された案件以上に提案書の準備が難しい面もあり、真摯な取り組みが必要であることに注意が必要である。また、このような提案は、文化の多様性を示す代表一覧表であれば認められるのかもしれないが、UNESCO無形文化遺産というさらなる「箔付け」を目的としているようにも見え、ナショナリズム高揚、観光化、過度な商業化との直接的な関連も懸念される。

近年、UNESCOではintangible cultural heritage(無形文化遺産)の代わりに、living heritage(生きている遺産)の語を用いる傾向にある<sup>69)</sup>。その意味で、無形文化遺産は本質的に変化していく存在であるにせよ、変化は基本的には実践者の自発性に基づくべきであり、実践により収入を得ることは案件の持続に不可欠であるが、それが目的化して案件の変容を引き起こすことは、必ずしも望ましいとは言えない。経済面も含めた実践者の権利保護に関する課題の解決は容易ではないが、提案にあたって関係コミュニティや集団の「自由で、事前の、情報が提供された同意」を必要としている<sup>70)</sup>ことにも示されるように、まずは何よりも、全ての関係者への適切な情報提供と、密接な連絡調整が必要ではないだろうか。

#### 4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産の保護に関する第15回政府間委員会での議論の概要と、議論から見出された課題について述べた。政府間委員会の完全オンライン開催に関しては、議題の削減、会議外の交流や地元の有形・無形文化遺産に触れる機会の喪失といったデメリットは小さいとは言えないものの、一方で、審議の効率化、参加機会の増大といったメリットも感じられた。同様に2020年に開催予定だった第44回世界遺産委員会は、延期・開催のいずれとも長期間にわたって決定されず<sup>71)</sup>、多くの関係者に大きな影響を及ぼした<sup>72)</sup>。本来であれば2回続けてのラテンアメリカ・カリブ海地域での政府間委員会開催でもあり、2018年に「ジャマイカのレゲエ音楽」を代表一覧表に記載したジャマイカは招致を熱望していたと思われる<sup>73)</sup>。にもかかわらず、早い段階で返上を決定したことには、開催形式についての十分な検討時間を確保して完全オンライン開催の実現をもたらし、政府間委員会の空白期間を回避できるなど、非常に大きな意義があった。とりわけ、保護の促進が期待される緊急保護一覧表への記載や、国際的援助の承認が滞りなく実施されたことの意味は大きいだろう。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない状況ではあるが、政府間委員会や関連の会合の開催形態に関して、

今回と同様に柔軟な対応がなされることを期待する。

政府間委員会ではこれまでに引き続き、評価機関の勧告とは異なる、外交の論理に基づいた意思決定が行われる場面も見られたが、委員国の交代と完全オンライン開催により、審議全体は少し落ち着きを取り戻した印象がある。また、議題は削減されたものの、複数国による提案（書）のあり方や、1回の政府間委員会で検討の対象とする提案書の件数、保護の状況に関する報告を提出しない締約国に対する新規提案の自粛勧告など、重要な検討も実施された。また、NGOフォーラムの報告が正式な議題に組み入れられたが、無形文化遺産保護条約の履行に関する認定NGOの具体的な役割について、政府間委員会や締約国会議での決議を経て拡大すべきとの意見が出されるなど、今後の展開に繋がる議論が行われた。

このような状況を鑑みるに、日本のような保護の枠組み、調査研究の蓄積ともに充実した国からの、無形文化遺産保護条約履行のあり方全般にわたる貢献が必要であると感じる。近年は、自国に都合よく制度を解釈、変更しようとする働きかけが顕著であった。日本の国内においても代表一覧表への記載を望む声は各方面で大きく、例えば、各回の審議対象となる提案書を増やすための制度改革が実現すれば、バックログファイルの解消やそれらの声にも応えるものになるだろう。しかし、結果的に審議件数の増加がもたらされるとしても、制度改革には無形文化遺産保護条約の、文化の多様性や人類の創造性の尊重を促進する<sup>74)</sup>という趣旨との整合性が必要である。また、日本からの提案は、一覧表の多様化に貢献するとともに、無形文化遺産を見出し、記録し、その継続を様々な形で支援できるような枠組みを作るという面で、他国の参考ともなる内容であることが望ましいと考える。国際条約という性質上、その履行において締約国が主要な役割を果たす一方、世界遺産条約とは異なりNGOの役割が重要視され、役割がさらに増大することは確実である。本来、一覧表記載を含む無形文化遺産保護条約の履行には高度な専門性を必要とする。今後の日本の学会や実践者団体などによる積極的な関与も期待する次第である。

#### 《注》

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/states-parties-00024>、2021年1月2日閲覧) に2020年7月27日現在として記載されている件数に基づく。ソマリアが2020年7月23日、アンゴラが同28日に無形文化遺産保護条約を批准したため、前回の報告より2カ国増えた。
- 2) 審議は1日早い18日までで全て終わった。
- 3) 一覧表への記載などの提案の関係締約国は、議題8についてのみ2名分の発言可能なアカウントが配分された。
- 4) Online modality <https://ich.unesco.org/en/online-modality-01154>
- 5) 事務局は2020年5月4日にジャマイカ当局から、新型コロナウイルス感染拡大による不確実性のため、政府間委員会を開催できない旨の書簡を受け取った (LHE/20/15.COM 1.BUR/1 第2段落)。
- 6) DECISION 15.COM 1.BUR 1
- 7) 2020年10月30日に開催された第3回ビューロー会議の文書 (LHE/20/15.COM 3.BUR/4 第3段)

- 落)によれば、1日3時間、会期8日間以内の完全オンライン形式(秘密投票を除く)、1日2セッション(各3時間)、会期4日間で委員国のみ会場に入る半オンライン形式、及び、1日2セッション(各3時間)、会期4日間で委員国のほかスペースが許す範囲でオブザーバーも会場に入る完全オフライン形式の三つの選択肢が事務局から提示された。この日の決議(DECISION 15.COM 3.BUR 4)では、完全オンラインから2021年への延期までの間で希望を述べるよう委員国に勧めるとされ、11月6日までに24カ国のうち20カ国がオンライン開催、4カ国が延期を希望した(LHE/20/15.COM 4.BUR/1)ことから、11月9日~12日にオンライン協議として行われた第4回ビューロー会議で、例外的にオンラインでの開催が決定された(DECISION 15.COM 4.BUR 1)。
- 8) 政府間委員会開会の際の事務局の発言による。実際、DRAFT DECISION 15.COM 4.BUR 1で提案されていたのはパリ時間15時~18時であったが、決議(DECISION 15.COM 4.BUR 1)では13時30分~16時30分に変更された。中南米にとっては朝の早い時間になったが、東アジアは極端な深夜を避けることができ、中庸を取る形になっている。
- 9) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はジャマイカが属するグループⅢからは副議長を選出しない。
- 10) 通常、ラポルトゥールは個人の資格で選出されるが、この場合は国として選出される。
- 11) DECISION 15.COM 3
- 12) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 13) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 14) シーリングの件数は2年ごとに見直される。第15回政府間委員会では見直しが行われた(後述)。
- 15) 運用指示書第34段落
- 16) Submitting States and priorities for 2020 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2020-01054>
- 17) 2015年には7件、2016年は3件、2017年は10件、2018年、2019年はいずれも3件であった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。今回は、この条件の適用より前に50件を超えていたことから、適用されなかった。
- 18) Submitting States and priorities for 2020 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2020-01054> 所載「Priority States for 2021 cycle」
- 19) 優先度が低いとされた締約国のうち、1件のラオス、シリア、タイ、2件のマレーシア、パナマ、フィリピン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナなど、保有案件のシーリングの条件が「ゼロ」であったために、ごく少数の案件しか持たない多くの締約国も後優先とされた。
- 20) DECISION 8 COM 10
- 21) LHE/20/15.COM/8 第34段落
- 22) 同 第34段落
- 23) 同 第37段落
- 24) 同 第39段落

- 25) 同 第43段落
- 26) 同 第51段落
- 27) 同 第41段落i
- 28) 同 第41段落iii
- 29) 同 第42段落
- 30) 同 第49段落
- 31) 同 第50段落
- 32) 同 第52段落
- 33) 同 第45段落
- 34) 同 第40段落 i
- 35) 同 第40段落 ii
- 36) 同 第40段落 v
- 37) 同 第40段落vi
- 38) 同 第40段落iii
- 39) DECISION 13.COM 10
- 40) Upstreamは「上流（工程）」を意味するので、upstream dialogueは「早い段階での対話」といった意味になる。
- 41) 締約国会議は2020年6月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年9月8日～10日に開催された。本来であれば締約国会議での運用指示書の改定を受けて行われるはずが、結果的に締約国会議での決議を待たず実施されることとなった。
- 42) LHE/20/15.COM/8 第13段落によれば、評価機関のオンライン会合は6月29日～7月3日に開催され、評価機関のラポルトゥールが決議案を作成、同15段落にはダイアログとして関係締約国への質問が7月17日に送付されたとある。決議案が作成された後のダイアログであるため、アップストリーム（上流工程）と呼べる段階とはいえない。
- 43) LHE/20/15.COM/8 第32段落i
- 44) LHE/20/15.COM/7 第1～2段落
- 45) 同 4段落によれば、ブラジルは記載から2年後に特別報告を提出したため、3回目の報告提出となる。
- 46) 同 第3～4段落
- 47) DECISION 15.COM 7 第5段落
- 48) 同 第6段落
- 49) LHE/20/15.COM/6 第2段落
- 50) LHE/20/15.COM/9 第6～7段落
- 51) Submitting States and priorities for 2021 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2021-01135>
- 52) LHE/20/15.COM/9 第8段落

- 53) 同 第12段落
- 54) DRAFT DECISION 15.COM 9 第 6 段落
- 55) 同 第9段落
- 56) DECISION 15.COM 9 第 6 段落
- 57) 運用指示書第28段落
- 58) 秘密投票は通常、政府間委員会の会場で実施されるが、今回はオンライン開催のため、ユネスコ本部に設けられた投票所に、決められた日時にパリに駐在している各委員国の代表が出向き、投票を行う方法が取られた。駐在者がいない場合は、外務大臣などの署名のある文書により他の委員国に投票を依頼する必要があった（議題10における事務局の大日向史子氏の説明による）。
- 59) DECISION 15.COM 11
- 60) DECISION 15.COM 12
- 61) 松本淳（2020）：「zoom疲れ」とは？ ～なぜオンライン会議はこんなに疲れるのか～、[https://note.com/jn\\_matsumoto/n/n8efe2f825282](https://note.com/jn_matsumoto/n/n8efe2f825282) では、物理的な移動がなく、リフレッシュのための時間がないこと、ずっと同じ姿勢でPCに向かう状態であること、また、カメラに映っているのでよい姿勢を保たなければならないと意識することなどを挙げている。
- 62) ただ、zoomの画面に委員国ではないある国が、大使の大きな顔写真のアイコンで長時間写っていることにはやや違和感を覚えた。政府間委員会は委員国がその主体である。日本企業の要望で搭載されたとも噂される「役職順にアイコンを並べる機能」を活用し、委員国を優先して配置するなどの工夫が必要ではないかと感じた。
- 63) 前回の報告では「三つ以上」と記したが、今回「more than two」との発言があったため、「二つを超える」とした。整数なので両者の意味は同じである。
- 64) 前回の政府間委員会で委員国として紳士協定にかかわらず審議実施を主張した、現在は委員国ではないある締約国から「自らが作ったルールが機能した」旨の発言があった。発言者個人だけでなく、政府間委員会の一貫性、信頼性に疑念を抱かせる発現と言えよう。
- 65) フランスはさらにグッド・プラクティスに自国から1件と複数国による提案1件を提案、いずれも選定されている。
- 66) 2020年サイクルでは、2019年の審議対象から除外された全ての締約国が提案書を提出し、優先度 [0]が適用された。
- 67) DECISION 15.COM 7 第14段落
- 68) Non-Governmental Organizations accredited to provide advisory services to the Committee  
<https://ich.unesco.org/en/accredited-ngos-00331>
- 69) Living Heritage and Indigenous Peoples (<https://ich.unesco.org/doc/src/Brochure-indigenous-people-201904-EN.pdf>) には、「無形文化遺産—もしくは「生きた遺産」—は私たちすべてにとって重要である (INTANGIBLE CULTURAL HERITAGE, - or 'living heritage' - is important for all of us.)。』と記されている。
- 70) 無形文化遺産保護条約の履行に関する運用指示書所載の記載基準U.4（緊急保護一覧表）、R.4（代

表一覧表)及びP.5(グッド・プラクティス)に規定されている。

- 71) 本来の会期は2020年6月29日～7月9日であったが、会場決定の期限とされる2ヶ月前を過ぎ、予定された開催期日を過ぎても、世界遺産センターのウェブサイトには開催形式について慎重に検討中であるとの表示しかされなかった。2020年に開催しないことが決定されたのは2020年10月16日の第44回世界遺産委員会ビューロー会議(オンライン)(WHC/20/44.COM/BUR.1)、2020年と2021年の審議を第44回拡大世界遺産委員会(extended 44th session)として2021年6月/7月に福州(中国)で開催することが決まったのは、2020年11月2日の第14回臨時世界遺産委員会(14th extraordinary session of the World Heritage Committee)であった(Decision: 14 EXT.COM 4)。
- 72) 自国開催を主張する招致国と、それに反対する事務局との間で折り合いがつかなかったとも言われる。2020年10月16日の第44回世界遺産委員会ビューロー会議の議事録(WHC/20/44.COM/BUR. Summary Records)では、文化部門の副部長であるMr. Ernesto Ottone R.がビューロー会議での意思決定の重要性について「世界遺産条約の関係者が条約の履行について最善の状況で前進していくためには、規則で定められたプロセスの透明性は不可欠であるだろう(ADG/CLT underlined that in order to allow stakeholders to the World Heritage Convention to move forward in the implementation of the Convention under the best possible conditions, it seemed essential to have transparency of the statutory processes.)」と述べており、不透明な状況が長く続いたことへの懸念を示しているようにも見えた。ただ、面子を重んじる大国のエゴだとしても、それほどまでに開催を強く希望したのであれば、2020年はオンライン開催とし、翌年に招致の権利を残すなどの打開策もあったように思われる。影響の一例を挙げれば、世界遺産委員会の日程が決まらなかったため、日本では2020年の国内推薦候補決定を見送ることとなった。
- 73) 審議の終了後に毎日異なるレゲエ音楽の映像を上映したことからも、ジャマイカに政府間委員会に対する強い思い入れがあったことが想像される。
- 74) 無形文化遺産保護条約第2条第1項

## Topics of the Fifteenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The fifteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held online from 14 to 18 December, 2020, as a result of Covid-19 pandemic. The meeting had only three-hour session per day and the agenda was minimized as much as possible to the report of the Evaluation Body on its work, examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding, and others necessarily discussed at the session. The first fully online session was finalized one day earlier than the original date.

During the session, 29 elements of intangible cultural heritage (ICH) were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List), including the element nominated by Japan, “Traditional skills, techniques and knowledge for the conservation and transmission of wooden architecture in Japan.” Regarding the number of nomination files treated at each session in the course of 2022-2023 cycles, the Committee decided that each session can treat at least 55 files. The Secretariat pointed out that the number of submitted files are increasing year by year, and reflection on the listing mechanism is necessary if the States Parties consider that all submitted files per year should be treated in the following cycle.

Not only being held as a fully online session, it was also the first time that the Report of the ICH NGO Forum was included in the agenda. The Committee Members acknowledged the recent efforts of the ICH NGO Forum in implementing the Convention, and expected the additional roles of accredited NGOs, such as the sharing of experiences of good safeguarding practices, the follow-up of inscribed elements, and the assessment of periodic reporting. In the light of this circumstance, the author considers that it is a pity that Japan has no accredited NGO for the moment. It is strongly hoped that Japanese academic societies and/or groups of practitioners become accredited NGOs for better implementation of the Convention with their experiences.